

## 低圧蓄熱調整契約

### 1 目 的

この選択約款は、お客さまが蓄熱槽を有する負荷等の蓄熱式運転により昼間から夜間への負荷移行を行ない、当社の電力供給設備の合理的かつ経済的な運用を図ることを目的といたします。

### 2 選択約款の届出および変更

- (1) この選択約款は、電気事業法第19条第7項の規定にもとづき、経済産業大臣に届け出たものです。
- (2) 当社は、この選択約款を変更することがあります。この場合には、電気料金その他の供給条件は、変更後の選択約款によります。
- (3) 当社は、電気供給約款（平成21年3月3日付け届出。以下「供給約款」といいます。）を変更した場合には、この選択約款を変更いたします。

### 3 適 用 範 囲

供給約款の低圧電力または選択約款の低圧時間帯別電力として電気の供給を受け、冷暖房負荷等の蓄熱式運転（以下「蓄熱運転」といいます。）によって、4（時間帯区分）に定める昼間時間から夜間時間への負荷移行が可能な需要で、お客さまがこの選択約款の適用を希望される場合に適用いたします。

### 4 時 間 帯 区 分

時間帯区分は、次のとおりといたします。

- (1) 昼 間 時 間  
毎日午前8時から午後10時までの時間をいいます。
- (2) 夜 間 時 間  
昼間時間以外の時間をいいます。

## 5 料 金

各月の料金は、低圧電力または低圧時間帯別電力によって算定された早取料金の場合の金額から(1)によって算定された金額（以下「蓄熱割引額」といいます。）を差し引いたものを早取料金として算定いたします。

### (1) 蓄熱割引額

蓄熱割引額は、その1月の蓄熱電力量により、次の算式によって算定された金額といたします。

イ 低圧電力として電気の供給を受ける場合

$$\text{蓄熱割引額} = \frac{\text{低圧電力の使用電力量}}{1 \text{ キロワット時あたり料金}} \times \text{その1月の蓄熱電力量} \times \text{(4) イ の蓄熱割引率}$$

ロ 低圧時間帯別電力として電気の供給を受ける場合

$$\text{蓄熱割引額} = \frac{\text{低圧時間帯別電力の夜間時間における使用電力量}}{1 \text{ キロワット時あたり料金}} \times \text{その1月の蓄熱電力量} \times \text{(4) ロ の蓄熱割引率}$$

### (2) 蓄熱電力量

蓄熱電力量は、6（夜間使用電力量の計量）によって計量された蓄熱運転を行なう冷暖房負荷等（蓄熱運転を直接行なう圧縮機等の機器のほか、蓄熱運転に不可欠なポンプ類等の機器を含めることができます。以下「蓄熱式負荷設備」といいます。）の夜間時間における使用電力量（以下「夜間使用電力量」といいます。）といたします。ただし、夜間使用電力量に蓄熱運転によって昼間時間から夜間時間へ移行された電力量以外の電力量（以下「控除電力量」といいます。）が含まれる場合は、夜間使用電力量から(3)によって算定された控除電力量を差し引いた値を蓄熱電力量といたします。

なお、お客さまと当社との協議によって蓄熱電力量の上限値を定めることがあります。

(3) 控除電力量

控除電力量は、夜間使用電力量に夜間使用電力量における控除電力量の比率（以下「控除率」といいます。）を乗じてえた値といたします。

なお、控除率は、原則として10パーセントといたします。ただし、その値が蓄熱式負荷設備の負荷の実情に比べて不適當である場合は、蓄熱式負荷設備の容量および稼働状況等を基準として、あらかじめお客さまと当社との協議によって定めるものといたします。

(4) 蓄熱割引率

蓄熱割引率は、次のとおりといたします。

イ 低圧電力として電気の供給を受ける場合

蓄 熱 割 引 率	0.378
-----------	-------

ロ 低圧時間帯別電力として電気の供給を受ける場合

蓄 熱 割 引 率	0.165
-----------	-------

(5) 単位および端数処理

イ 控除電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

ロ 控除率の単位は、1パーセントとし、その端数は、切り捨てます。

## 6 夜間使用電力量の計量

(1) 当社は、蓄熱式負荷設備の夜間時間における使用電力量を、原則としてその他の負荷設備の使用電力量とは別に計量いたします。この場合、蓄熱式負荷設備は、専用の回路で施設していただきます。

(2) 夜間使用電力量の計量は、供給約款26（使用電力量の計量）に準じて行ないます。

(3) 夜間使用電力量の計量は、1計量をもって行ないます。

(4) 当社が承認した小容量の氷蓄熱式空調システムを使用し、当社との協議が整った場合には、当該システムの夜間使用電力量は、(1)にかかわらず、

あらかじめお客さまと当社との協議によって定めます。

## 7 そ の 他

- (1) 当社は、必要に応じてお客さまから蓄熱式負荷設備および蓄熱運転に関する資料を提出していただきます。
- (2) お客さまが、蓄熱式負荷設備の内容もしくは稼働方法の変更，または蓄熱式負荷設備の取外しをされる場合は、あらかじめ申し出ていただきます。
- (3) この選択約款に定めのない規定については、供給約款または低圧時間帯別電力に定めるところによるものといたします。

## 附 則（実施期日）

この選択約款は、平成21年4月1日から実施いたします。